

公 開 質 問 状

鷹栖町長 谷 寿男 様

日頃から、まちづくり進展のために邁進されていることにお礼申し上げます。

さて、去る令和3年2月26日の臨時議会において、鷹栖町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例が可決され、令和3年10月1日から施行されることですが、条文の解釈等に疑義があり公開質問状を提出することにしました。ご検討頂き、別紙質問項目に対し回答をよろしく申し上げます。

なお、回答は文書にて5月31日までに回答願います。また、この結果については、全文ではなく要約し、一般町民等に周知する場合がありますので、ご了承ください。

令和3年 5月 7日

鷹栖町 11線-12号4番地

林 川 伸二

鷹栖町 15線19号

姥 順一



別 紙

質問項目 1 条例第 3 条ただし書きは代理人規定で、第 18 条は第 3 条ただし書きを準用する規定になっています。この第 18 条で準用するのは、第 4 条第 2 項、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条、第 11 条及び第 13 条ですが、今回、条文改正した第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条、第 11 条には「印鑑登録者又はその代理人」という文言が入っています。

このことは、印鑑登録者に代理人規定を準用する 又は 印鑑登録者の代理人に代理人規定を準用する規定になっている。つまり、印鑑登録者の代理人の代理人も手続きできると解釈しましたが、委員会等では代理人も手続きできることを分かりやすく記載しただけで、代理人の代理人が手続きできるものではないので条文の訂正の必要性はないとの説明でした。

しかし、管内の印鑑登録関係条例を調べた（資料 1）ところ、「印鑑登録者又はその代理人」と記載されている条文を準用している市町村は 1 つもありませんでした。

改正条文をよく吟味せず、他自治体の条文を引用した結果かと類推しますが、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条、第 11 条の「印鑑登録者又はその代理人」を「印鑑登録者」にする 又は 第 18 条で準用する条文を第 4 条第 2 項及び第 13 条にすれば問題点は解決します。

しかし、今回改正された条文に瑕疵がないと考えるのであれば、その論拠及び全国自治体の中で同様の準用をしている事例を回答願います。

質問項目 2 第 11 条で、「又は」をたすき掛けの手法で用いていますが、代理人が亡失したにせよ本人から見れば亡失したことに変わりなく、敢えて代理人が亡失した場合を定義した理由を回答願います。

質問項目 3 第 15 条で代理人が印鑑登録証明書を交付してもらうためには、印鑑登録証を提示して申請しなければならないとし、第 16 条第 1 項第 1 号では代理人による申請で印鑑登録証の提示がないときは交付申請書を受理してはならないとしています。これは、文章は違いますが同じ内容と考えています。

委員会では分かりやすくするため両方を記載しているとの説明でしたが、鷹栖町条例及び規則並びに訓令の制定における公用文の作成に関する規程第 2 条では、簡潔で、分かりやすい表現を用いることと規定しており、同じことを 2 度規定しても簡潔だとする根拠を回答願います。

質問項目 4 新型コロナウイルス感染症対応のための条例改正とは言え、第 16 条第 1 項第 2 号について、印鑑登録証が汚染しているから言って印鑑登録証明書交付申請を受理しないのは、感染された方への誹謗中傷・差別と思われるので敢えて汚染とした趣旨 及び 汚染状態を誰がどのように判断するのかを回答願います。

質問項目 5 今回の改正条例について、担当課・法務委員会・議案提案者それぞれがチェックされたと思いますが、誰がどのようなチェックをされたのか回答願います。

市町村名	登録申請者 シ、代理人により申請	F [○] 登録者又はその代理人の条文	代理人準用 F [○]	準用される条文
旭川市	3条	9条、15条	17条	4条2項、8条1項、10条、11条、13条、16条の3 第1項、16条の4第1項
名寄市		6条、12条	16条	5条、10条、11条、12条2項
富良野市	3条	4条1項1号、8条、9条、12条	4条1項3号 7条1項2号 10条1項2号	4条1項2号 7条1項1号 10条1項1号
士別市	3条	4条、7条、8条、9条、12条	無	
鷹栖町	3条	8条、9条、10条、11条、15条	11条2項 18条	4条 4条2項、8条、9条、10条、11条、13条
東神楽町	4条	5条、	6条1項3号、15条	6条1項2項
当麻町	3条	8条、9条、12条	4条1項3号 7条1項2号 10条1項2号	4条1項2号 7条1項1号 10条1項1号
比布町	3条	4条1項1号、8条、9条、12条	4条1項3号 7条1項2号 10条1項2号	4条1項2号 7条1項1号 10条1項1号
愛別町	3条2項、4条	4条、8条、9条、10条、11条、14条	8条1項2号 9条1項2号 11条1項2号	8条1項1号 9条1項1号 11条1項1号
上川町	3条	4条、6条、7条、8条、12条	9条1項2号	9条1項1号
東川町	4条	15条	6条1項3号	6条1項2項
美瑛町	3条2項、4条	4条、8条、9条、10条、11条、14条	9条1項2号 11条1項2号	9条1項1号 11条1項1号
上富良野町		無	17条	4条、8条1項、16条1項、5条2項、7条、8条2 項、16条3項、9条、10条、11条
中富良野町	3条	4条1項1号、8条、13条	4条1項3号 7条1項2号 10条1項2号	4条1項2号 7条1項1号 10条1項1号
南富良野町	3条	8条、12条	17条	4条2項、9条、10条、13条
占冠村	3条	4条1項1号、8条、9条、12条	4条1項3号 7条1項2号 10条1項2号	4条1項2号 7条1項1号 10条1項1号
和寒町	3条	4条1項1号、8条、9条、12条	4条1項3号 7条1項2号 10条1項2号	4条1項2号 7条1項1号 10条1項1号
剣淵町	3条	4条1項1号、7条、8条、12条	4条1項3号 10条1項2号	4条1項2号 10条1項1号
下川町	3条	8条、9条、13条	4条1項3号 7条1項2号 10条1項2号	4条1項2号 7条1項1号 10条1項1号
美深町	3条	4条1項1号、8条、9条、12条	4条1項3号 7条1項2号 10条1項2号	4条1項2号 7条1項1号 10条1項1号
音威子府村	3条	4条、8条、9条、10条3項、12条、15条	10条1項2号	10条1項1号
中川町	5条	14条	無	
幌加内町	3条	11条	4条1項3号 6条1項2号 8条1項2号	4条1項2号 6条1項1号 8条1項1号